第395号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 8月 9日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤離婚の際の財産分与

Q：私は、妻と離婚する事になりました。離婚に際して、妻に私名義の自宅マンション（私は平成6年の12月末まで住んでいました）を財産分与として譲る予定です。課税関係について教えて下さい。

A：ご相談の場合の課税関係は次のようになります。

［ご相談者側の取扱い］

本来、財産分与は婚姻中の夫婦の協力によって得た財産を分ける事ですから、課税されないものです。実際、金銭で財産分与として奥様に支払われた場合には、課税関係は生じません。しかし、金銭以外の資産を支払われる場合は、その資産を時価で売却し、その売却代金を支払ったものとして、所得税が課税されます。

したがって、ご相談の場合は、居住用財産の譲渡とみなされることになり、かつて居住していた家屋で居住しなくなってから3年目の年末までに譲渡し、所得税の確定申告書を提出すれば、譲渡益のうち3千万円まで控除する事ができます。しかし、この特例は、配偶者に譲渡する場合は適用を受けられません。この特例の適用を受けたい場合には、奥様の籍を抜いてから奥様に譲渡して下さい。

［奥様側の取扱い］

財産分与を受ける奥様には、原則として所得税や贈与税はかかりません。しかし、分与される財産の額が、婚姻中の夫婦の協力によって得た財産よりも過大である場合には、その過大部分について贈与税が課税されます。